

バランスシートは、年度末において市がどのような財産を持ち、その財産を持つためにどのようにお金を調達したかが一目で分かるように一覧表にまとめたものです。

## 平成 27 年度バランスシート（貸借対照表）

（単位：千円）

| 借方（資産の状況）     |             | 貸方（資産調達の状況）     |              |
|---------------|-------------|-----------------|--------------|
| <b>1 資産の部</b> |             | <b>2 負債の部</b>   |              |
| 公共資産          | 128,324,505 | 固定負債            | 40,642,543   |
| 有形固定資産        | 127,835,704 | 地方債（元金）         | 35,829,643   |
| 生活インフラ・国土保全   | 61,292,551  | 生活インフラ・国土保全     | 8,702,634    |
| 教育            | 46,234,386  | 教育              | 5,482,402    |
| 福祉            | 2,259,945   | 福祉              | 1,371,342    |
| 環境衛生          | 6,161,553   | 環境衛生            | 1,945,240    |
| 産業振興          | 3,017,028   | 産業振興            | 642,105      |
| 消防            | 3,294,779   | 消防              | 904,537      |
| 総務            | 5,575,462   | 総務              | 16,781,383   |
| 売却可能資産        | 488,801     | 長期未払金           | 0            |
| 投資等           | 3,552,875   | 退職手当引当金         | 4,812,900    |
| 投資及び出資金       | 1,252,244   | 損失補償等引当金        | 0            |
| 貸付金           | 190,780     | 流動負債            | 4,120,792    |
| 基金等           | 1,682,874   | 翌年度償還予定地方債（元金）  | 3,252,359    |
| 長期延滞債権        | 706,773     | 短期借入金（翌年度繰上充用金） | 0            |
| 回収不能見込額       | △ 279,796   | 未払金             | 0            |
| 流動資産          | 2,521,031   | 翌年度支払予定退職手当     | 488,056      |
| 現金預金          | 2,453,725   | 賞与引当金           | 380,377      |
| ①財政調整基金       | 1,369,124   | 負債合計            | 44,763,335   |
| ②減債基金         | 0           | <b>3 純資産の部</b>  |              |
| ③歳計現金         | 1,084,601   | 公共資産等整備国県補助金等   | 19,932,083   |
| 未収金（滞納額）      | 67,306      | 公共資産等整備一般財源等    | 89,765,764   |
| ①地方税          | 68,184      | その他一般財源等        | △ 20,624,420 |
| ②その他          | 14,095      | 資産評価差額          | 561,649      |
| ③回収不能見込額      | △ 14,973    | 純資産合計           | 89,635,076   |
| 資産合計          | 134,398,411 | 負債・純資産合計        | 134,398,411  |

※債務負担行為に関する情報①物件の購入等に係るもの 4,454,925 千円  
②債務保証又は損失補償 1,262,265 千円③その他 1,656,702 千円

**1 資産の部** 資産は大きく次の3つに分類されます。

**①公共資産** 税金や地方債などにより取得・整備された土地や建物、道路などの有形の資産で、行政サービスを提供するために保有・利用しているものを「有形固定資産」、公共資産のうち売却可能なものを「売却可能資産」として計上してあります。

**②投資等** 「投資及び出資金」は時価評価額を計上し、流動性の高い基金については、**③**の流動資産に分類してあります。また、1年以上未納の税金などは「長期延滞債権」に、そのうち回収が見込めないものを「回収不能見込額」として計上しています。

**③流動資産** 「財政調整基金」や「歳計現金」などの「現金預金」のほか、未納の税金などのうち1年以内のものを「未収金」として計上しています。

**2 負債の部** 負債とは、借金や引当金のように将来支払うべきもので、その支払いの時期により次の2つに分類されています。

**①固定負債** 平成 29 年度以降に支払うもので、土地や建物、道路などの資金調達のために借り入れた『地方債』のほか、「退職手当引当金」などがあります。

**②流動負債** 1年以内に返済する「地方債」や「退職手当」などがあります。

**3 純資産の部** 企業でいう資本のことを指し、資産整備に使われた国・県からの補助金もここに分類されます。また「その他一般財源等」には、資産合計から負債合計、純資産の他の項目を差し引いた数値が入るため、ほとんどの自治体でマイナスの値となります。

平成 27 年度

# 財政健全化法に基づく指標の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）では、地方公共団体の財政の健全化を判断するための指標と健全化のための是正措置の基準を、黄色信号の早期健全化基準と赤信号の財政再生基準の2段階を掲げ、それらの指標の算定と公表を義務づけています。

## 健全化判断比率

| 区分      | 実質赤字比率 <sup>*1</sup> | 連結実質赤字比率 <sup>*2</sup> | 実質公債費比率 <sup>*3</sup> | 将来負担比率 <sup>*4</sup>   |
|---------|----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|
| 三島市     | —                    | —                      | 6.4%<br>(平成26年度6.6%)  | 19.9%<br>(平成26年度15.2%) |
| 早期健全化基準 | 12.41%               | 17.41%                 | 25.0%                 | 350.0%                 |
| 財政再生基準  | 20.00%               | 30.00%                 | 35.0%                 |                        |

(実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「—」で記載しています)

## 解説

次の各比率は、数値が低いほど財政の健全性が高いことを表しています。

### 実質赤字比率<sup>\*1</sup>

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模<sup>\*</sup>に対する比率。三島市では対象会計に実質赤字額は生じていません。

### 連結実質赤字比率<sup>\*2</sup>

すべての会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模<sup>\*</sup>に対する比率。三島市では対象会計に実質赤字額は生じていません。

### 実質公債費比率<sup>\*3</sup>

一般会計等が当該年度に負担した地方債元利償還金などの、標準財政規模<sup>\*</sup>に対する比率（過去3カ年の平均）。三島市では早期健全化基準の25.0%を下回る6.4%となっています。

### 将来負担比率<sup>\*4</sup>

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模<sup>\*</sup>に対する比率。三島市では早期健全化基準の350.0%を下回る19.9%となっています。

### 資金不足比率<sup>\*5</sup>

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。三島市では対象会計に資金不足額は生じていません。

※標準財政規模…地方公共団体の一般財源の標準的な規模

## 資金不足比率<sup>\*5</sup>

| 会計名       | 三島市 | 経営健全化基準 |
|-----------|-----|---------|
| 水道事業会計    | —   | 20.0%   |
| 下水道事業特別会計 | —   | 20.0%   |

(資金不足額がない場合は「—」で記載しています)

## 各指標と関係する会計等

